

北名古屋市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和6年3月22日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治

6 北 生 第 1 4 号

令和 6 年 3 月 1 2 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 6 年 2 月 2 6 日付け 6 北監第 7 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜生涯学習課＞

1 【指摘事項】

(1) 収入事務について

ア 過年度放課後子ども教室運営業務委託料返還金について、返済計画が立てられないまま現在に至っており、令和4年度及び令和5年度は現地調査を実施していなかった。債務者宅を訪問するなど債務者と直接面会した上で、実効性の高い債権の回収事務に努められたい。

イ 歴史民俗資料館で頒布する冊子等について、在庫管理を適切に行うとともに、今後作成を発注するものについては過剰な在庫数が生じないように、頒布見込数を精査されたい。

(2) 契約事務について

放課後子ども教室運営業務委託について、業務委託契約の相手方と委託業務の従事者との間で個人情報の保護等に関する取り決めを書面で行っていない団体があった。

(3) その他

事務全般において、受付印の押印漏れや書類の記載漏れが散見された。

2 【措置状況】

(1) 収入事務について

ア 指摘事項については、令和6年1月26日夕方から夜間にかけて現地調査を行いました。不在のため督促通知を玄関郵便受けへ投函しました。

なお、次年度から事務が福祉こども部に移管するため、引き続き債権の回収が出来るよう、引継ぎを行います。

イ 指摘事項については、冊子等の頒布記録方法等を改善するとともに、定期的な棚卸作業による確認を実施し、在庫管理を適切に行います。また、今後作製する冊子等については、その作製目的と利用対象者等を考慮し、デジタルデータでの情報の発信を含め、作製形態や部数を精査します。

(2) 指摘事項については、次年度から業務委託契約の仕様書に個人情報の取扱い等について、書面での同意を徹底するよう記載を変更しました。

(3) 各指摘事項については、是正しました。

3 【監査委員意見】

社会教育関係団体活動費補助金は補助対象年度の活動に対し交付するものであり、補助金額の算定にあたっては公益性及び公平性確保の観点から対象経費につい

て十分に精査した上で必要最小限の補助とすべきものである。補助金が実質的に団体の内部留保に充当されることがないように、補助金の交付決定においては活動計画や補助対象年度の収支計画等の内容を適切に確認されたい。

4 【措置状況】

令和4年度から補助金使途を明示のうえ交付し、その使途についても書面確認しており、内部留保への充当はありません。今後とも活動計画及び収支計画等の内容及び使途について、しっかり確認してまいります。